

○大阪産業大学科目等履修生規程

制 定 昭和62年7月 1日
最近改正 令和 2年3月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学学則第41条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生を志願できる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

(科目等履修科目)

第3条 科目等履修科目は講義科目（実習を伴う講義科目を含む。）とし、語学関連科目、保健体育関連科目、実験、実習および製図等定員を定めている科目の科目等履修は原則として認めない。ただし、前項の定員を定めている科目であっても、教員免許状その他の法令に定める資格を取得するための必修科目である場合は、科目等履修を許可することがある。

2 科目等履修生が科目等履修できる授業科目は、1年間を通じて10科目20単位以内とする。

3 「教育実習」科目の履修資格は、本大学修学規程に定めるところによる。また、「教育実習」科目を志願する者は、出願の際に実習校の内諾書および科目等履修許可されたのちには教育実習費を別に必要とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、本大学所定の科目等履修願（様式第8号）に最終出身学校の卒業証明書、成績証明書（教員免許状取得を目的とする者は教職用単位修得証明書も添付すること。）、履歴書および本大学学則別表第3で定める科目等履修生検定料（科目等履修継続者は免除する。）を添えて指定の期間内に願出しなければならない。

(科目等履修許可および選考)

第5条 科目等履修生を志願する者があるときは、本大学学生の修学に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 科目等履修志願者に関する選考は、当該授業科目担当者の意見を聞き、科目等履修の申し出のあった学部において行う。

(科目等履修期間)

第6条 科目等履修の期間は、当該年度の学期始めから当該学期またはその年度の終りまでとする。ただし、後期から始まり次年度前期まで続く科目の場合は、その期間とする。

(試験および単位の認定)

第7条 科目等履修生は、聴講した授業科目について、成績評価を受けることができる。

2 成績評価で合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 科目等履修生の成績評価については、以下のとおりとする。

点数	評価	
100点～60点以上	G	合格
60点未満	D	不合格
成績評価に至らない	*	

(証明書)

第8条 科目等履修を許可され、所定の手続きを完了した者に対して科目等履修生資格証明書を交付する。

2 科目等履修生として修得した単位については、本人の請求により、単位修得証明書または成績証明書を交付する。

3 科目等履修生に対しては、本人の願出により、科目等履修証明書を交付する。

(科目等履修料)

第9条 科目等履修を許可された者は、本大学の指定する期日までに科目等履修料を納入しなければならない。

2 科目等履修料は、本大学学則別表第3に定めるところによる。

3 科目等履修料を納期までに納入しない者には、科目等履修許可の取消しを行う。

(特別の経費)

第10条 科目等履修に特別の経費を要する場合は、これを科目等履修生から徴収することができる。

2 前項の経費については、その都度定める。

(既納の科目等履修料等)

第11条 すでに納入されている科目等履修生検定料、科目等履修料および特別の経費は、これを返還しない。

(規程の準用)

第12条 科目等履修生に対しては、この規程のほか、本大学学則および正規の学生に関する規程を準用する。

(運営)

第13条 この規程の運営に関する必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日)

(施行期日)

この規程は、平成26年3月17日に施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月16日)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日に施行する。